資料４

丹波篠山市「パートナーシップ宣誓制度」導入、性の多様性理解促進に向けた取組について（案）

1. はじめに

丹波篠山市では、平成 24 年 12 月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和 3 年度に策定した「第 3 次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしています。

近年、LGBT など性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神 7 市 1 町や明石市などが制度化しており、本市も令和 5 年度からの導入を検討しています。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様に性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していきます。

2. 性的マイノリティへの理解の現状

近年、「LGBT」「LGBTQ」「LGBTQ＋」や「性的マイノリティ」という言葉は、当事者の声や報道等で取り上げられたこともあり、認知度は高まりつつあります。

丹波篠山市でも、人権講演会や地区人権同和教育研究大会で何度かテーマとして取り上げていますが、令和 2 年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は 48%であり、理解が十分に進んでいるとは言えません。

また、「LGBTQ は趣味の問題ではないのか」などの誤った認識を持つ人や、性的マイノリティを揶揄するなど、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別が根強く残っています。

こうした言動は、当事者にとって精神的苦痛となり、働きづらさや生きづらさにつながります。

これらの言動の多くは、性的マイノリティに対する社会の正しい理解がないために起こっていると考えられます。

① 性を構成する 4 つの要素

一般的に、性は「男性」「女性」に分けて考えられますが、性のあり方には「4 つの要素」があります。

① 身体の性

「体の性」生まれ持った生物学的な体のつくりで判断される性。

外性器で判断される場合が多い。

※ 染色体の組み合わせなどで両方の生殖器官を持って生まれる場合もあるが、その優位性によりどちらかに分別される。

② 性の自認（性認識）

「心」の性。

自分の性をどのように認識しているか。自分が思う自分の性。

※身体の性と一致せず、自分自身の身体に違和感を持っている人や男性でも女性でもないと感じている人もいる。

③ 性的指向

「好き」の性。

恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性に向かっているかを示す。

※ 男性だから女性が好き・女性だから男性が好きとは限らない。性別に関係なく両方に恋愛感情を抱く人、性別に関係なくまったく恋愛感情を抱かないかない人もいる。

④ 性別表現

「らしさ」の性。

服装や言葉遣い、振る舞いをどのように表現するか。

※性の自認と一致しない場合もある

②LGBT と SOGI（ソギ・ソジ）

★LGBT とはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉です。性的マイノリティの総称の一つです。

	Lesbian レズビアン	Gay ゲイ	Bisexual バイセクシュアル		Transgender トランスジェンダー
	性自認が女性の同性愛者	性自認が男性の同性愛者	両性愛者		心の性と身体の性が一致しない
性自認	女性	男性	女性	男性	
性的指向	女性	男性	女性	男性	

★SOGI（ソジあるいはソギ）とは「性的指向」と「性自認」の頭文字をとった総称です。

「LGBT」の概念だけでは、トランスジェンダーが性自認についてのマイノリティであるということが伝わりにくいため、「性的指向と性自認」という概念を表す言葉として「SOGI」という言い方が生み出されました。2006 年のジャカルタ宣言以降、国連など関係機関で広く用いられるようになっています。この概念はすべての人に関わる性の概念です。

S O
性的指向（Sexual Orientation）
異性愛・同性愛・両性愛・無性愛

G I
性自認(Gender Identity)
女性・男性・Xジェンダー ※Xジェンダー とは男、女の2択にとらわれない性別のあり方

「トランスジェンダー」と「性同一性障害」は同じ意味ですか？

性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で身体的治療であるホルモン治療や性別適合手術などを開始するための診断名であり医学用語です。トランスジェンダーだからといって性同一性障害の診断を受けているわけではありません。またその対応のための医療行為を受けたり、希望しているわけでもありません。

世界保健機構（WHO）では性同一性障害を精神疾患と切り離し、新たに性別不合として位置づける動きもあります。

3. 性の多様性に対する国や地方自治体の動き

2004　・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布（法務省）
　　一定の条件を満たせば戸籍上の性別の変更が可能に

2012　・「自殺総合対策大綱」改正(内閣府)　性的少数者を対象とした自殺対策の必要性を明記

2013　・大阪市淀川区が、地方自治体として初めて「LGBT 支援宣言」
　　・東京都文京区と多摩市の男女平等に関する条例に、性的指向、性自認による差別禁止規定が盛り込まれる

2015　・全国で初めて、東京都渋谷区が「パートナーシップ宣誓制度」を開始
　　※パートナーシップ：婚姻とは異なるものの婚姻関係に相当
　　・「性同一性障害に係るきめ細かな対応の実施等について」発出（文科省）

2016　・宝塚市が県内初で「パートナーシップ宣誓制度」を導入（6 月）

2017　・「改正男女雇用機会均等法」が施行（厚生労働省）※セクハラ指針が見直される
　　・東京都国立市がアウティングの禁止を盛り込んだ条例を制定
　　※アウティング：性的指向等の暴露

2019　・三田市が制度導入（10 月）

2020　・尼崎市（1 月）、芦屋市（5 月）、川西市（8 月）が制度導入

2020　・改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行 指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を、パワハラであると明記

2021　・明石市（1 月）、西宮市、伊丹市、猪名川町が制度導入（4 月）。
　　・阪神 7 市 1 町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書の締結
　　※転入・転出に際して、受領証の返還や交付手続き時の必要書類を不要とするなど当事者の負担を軽減
　　・性的マイノリティに関する市民アンケートの実施

4. これまでの丹波篠山市の取組

2017～2018　・地区人権同和教育研究大会で、「ジェンダー平等と性の多様性」をテーマに講演　関口 久志 京都教育大学教授　（篠山、八上、城北、福住、村雲、大芋、今田地区）

2021　・性的マイノリティ理解促進巡回パネル展実施（7 月中央図書館、8 月市民ホール）
　　・篠山東中学校体験型人権学習活動で講演会（前田良さん（Like myself 代表））

2022　・性的マイノリティ理解促進パネル展示（4 月「つながろうフェスタ」四季の森生涯学習センター駐車場）
　　・第 69 回兵庫県人権同和教育研究大会丹波地区大会で基調講演
　　※「僕は父親になった～自分らしく生きること～」前田良さん（Like myself 代表）
　　・市広報「人権メッセージコーナ」やふれあい館だよりで「性の多様性」について啓発（直近では 2022.9 月号）

5. これからの丹波篠山市の取組

性の多様性、性的マイノリティに関する理解促進の啓発、教育活動に取り組みます。

(1) 性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発活動

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を無くすためには、正しい理解が重要です。広報、パネル展、講演会など、あらゆる場面で継続した教育、啓発活動を進めます。

(2) パートナーシップ宣誓制度を導入します

性的マイノリティの方を含む 2 人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓することにより、結婚制度のような法的位置付けがないものの「自分たちの立場を公に認めてほしい」という性的マイノリティの方の気持ちに寄り添うこと、また、多様性を認め合う社会全体の理解が進むことが期待されます。

令和 5 年 4 月から制度を導入します。

(参考) 令和 4 年 4 月現在、全国で 200 自治体が導入しています。導入している自治体の多くが要綱で制度を運用しています。

(3) パートナーシップ宣誓制度と市民への対応

① 制度導入後、宣誓者が利用できる行政サービスについて、他市の事例も参考に検討します。※例：市営住宅の入居要件、犯罪被害者見舞金等支援の遺族要件など

② アンケートや公文書等の性別表記欄の取扱、性自認に配慮した施設の利用について、当事者に配慮した見直しを進めるため、「**パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について**」とする**市役所内の指針**を定めるとともに、「**職員・教職員のための性の多様性への理解促進ハンドブック**」を作成し、当事者の方に配慮した窓口・電話対応に努めます。

③ 職員研修の実施。行政職員として、性的マイノリティの方への合理的配慮が必要であり、無関心や無理解から当事者を傷つけることがないよう職員研修に取り組みます。

6. パートナーシップ宣誓制度について

(1) 制度の目的（再掲）

性的マイノリティの方を含む 2 人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓することにより、結婚制度のような法的位置付けがないものの「自分たちの立場を公に認めてほしい」という性的マイノリティの方の気持ちに寄り添うこと、また、多様性を認め合う社会全体の理解が進むことが期待されます。

(2) 制度の運用

丹波篠山市では、平成 24 年 12 月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」の中で、「(人権施策の推進)第 5 条　市は、本条例の目的及び理念に基づき、次に掲げる事項について施策を推進する。(1)　同和問題、**性別、**子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、虐待、いじめ等全ての人権課題の解決を図るために必要な事項」と規定し、男女共同参画はもちろん、性の多様性への理解促進についての理念が盛り込まれています。

また、令和 3 年に策定した「第 3 次丹波篠山市総合計画」では、「すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくること」を基本目標としており、パートナーシップ宣誓制度は、条例と総合計画の理念を元にした要綱で運用します。制度導入は、令和 5 年 4 月とします。

(3) 制度の概要

① 定義

1) 性的マイノリティ（性的少数者）

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者

2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

3) 宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

② 宣誓の要件

・年 齢 要 件：パートナー双方が成人（満 18 歳以上）であること。

・住 所 要 件：いずれかが市内に住所を有する、又は転入予定であること。

・婚 姻 要 件：パートナー双方に配偶者がいないこと。
当該パートナー以外の者と、自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップの関係にある者がいないこと。

・近 親 者 要 件：パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く（民法第 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第 735 条の直系姻族の関係でないこと）

・戸籍上の性別：パートナーの性は問わない

③ 宣誓手続

・申請窓口：市役所人権推進課

・申請方法：事前予約の上、提出書類一式を添えて窓口に申請する。
（提出書類：住民票の写し、独身を証明する書類、本人確認書類等）
宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行う。
申請手数料は、無料とする。

④ 宣誓書受領書等の交付

・交付書類：パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ　1 枚）
パートナーシップ宣誓書受領証カード（2 枚）
（カードサイズの証明書で、宣誓した 2 人に各 1 枚交付）

・宣誓書受領証等の紛失手続：紛失等の場合は、再交付を申請することができる。

・宣誓事項変更時の手続：住所や氏名の変更等により、宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、変更届により変更を行う。

⑤ 宣誓書受領証の効力

・有効期間：なし

・パートナー解消時の取扱：パートナーシップ関係を解消したときや、パートナー双方が市外へ転出するなど、対象者の要件を満たさなくなった場合は、宣誓書受領証及び受領証カードは返還する。
※阪神 7 市 1 町へ転出の場合は、返還不要（協定締結後）

・宣誓無効の取扱：宣誓の内容に虚偽等があった場合は、宣誓自体を無効とする。

(4) 宣誓制度利用により受けられるサービス

パートナーシップ宣誓制度については、結婚制度のような法的な効力はありませんが、夫婦であれば当然に受けられる行政サービスを、市の基準に基づき提供していきます。

また、所得判定の算定対象として世帯合算されることによりサービスの対象外となったり、負担額が変更になるものもあります。

今後も他市の事例を参考に内部で検討しながら、利用できるサービスの周知・充実を図っていきます。

① 行政サービスの例

・市営住宅の入居要件、県営住宅の入居要件（制度導入自治体内の県営住宅のみ）、
・犯罪被害者支援見舞金等支援の遺族要件

② 民間サービスの例

・住宅ローンの借り入れ
・生命保険金の受取人指定　など

(5) 導入計画

①導入時期：令和５年４月（予定）

②制度設計：庁内検討会議を置き、制度導入時に実施可能な行政サービスについて検討
（「事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とみなす：市営住宅入居要件、災害弔慰金支給対象要件、犯罪被害者支援、市営墓地の承継。申出により性別を省略できる住民票記載事項証明書、性別を記載しない印鑑登録証明書→課題：例規改正、システム改修が必要）
併せて、すぐに実施可能なアンケート等（国調など法令または分析の必要なものを除く）の性別表記欄の削除も検討する。

③要 綱 等：パートナーシップ宣誓制度実施要綱を制定する

④審 議 会：制度設計については、人権尊重のあたたかいまちづくり審議会の意見を反映する

⑤協 定 等：既に導入済みの阪神７市１町、全国の可能な自治体と転入出に関する協定を締結する。

⑥スケジュール：

3月 審議会で導入について意見交換→5月 庁内検討会議で検討→ 7月～12月 庁内検討会議（各課で制度改正、システム改修について起案、予算要求）→8月 要綱案の検討→8～9月 審議会に制度設計を報告、意見聴取→ 10 月予算要求（手引き、宣誓書台紙など）→1月 要綱制定→2月 協定締結、審議会へ報告→4月 制度導入

7. 事業

① 性の多様性講演会（県人権文化県民運動補助事業 1/3）

内　容：性的マイノリティをテーマに講演会を開催する。（講師、11 月）
対象者：人権啓発推進員、人権のまちづくり推進員、教職員、一般市民、

② LGBT 等性的マイノリティ理解促進啓発資料作成（県人権文化県民運動補助 1/3）

内　容：性的マイノリティの理解促進に向けた冊子及びリーフレットを作成する。

③ 性的マイノリティの方への特設電話相談業務（R4.9 月から）

内　容：性的マイノリティの方、その家族、当事者と接する関係者（学校・企業など）の相談に対応するため、内容に応じた専門相談員（当事者団体等）に依頼。

流　れ：1)電話・メール等で相談受付の申し込み→2)市人権推進課から相談概要と相談日時について調整→3)相談日時に市人権推進課(相談室)へ来庁→4)専門相談員と電話相談

④ LGBT 巡回パネル展（0 予算）

内　容：昨年同様、LGBT など性的マイノリティに関する理解を深めていただくための巡回パネル展を実施する。パネルは、大阪市淀川区役所市民協働課が LGBT の方々に関する社会課題をまとめて啓発するため、2016 年に全国で初めて製作されたパネルを使用する（淀川区役所の了解済み）

日　時：4 月 17 日「つながろうフェスタ（四季の森周辺）」に出展する

⑤ 市職員、教職員向けハンドブック作成（データのみ、印刷を外注せず 0 予算）

内　容：市職員と学校教職員が性の多様性について正しい理解を持ち、理解を深め、当事者に寄り添いながら状況に応じて適切な対応を心がけることを目的に、[丹波篠山市職員・学校教職員のための性の多様性への理解促進に向けたハンドブック]を作成する。

性の多様性に関する基礎知識や、職員として理解しておくべきこと、配慮すべきことなどをまとめる

8. 効果検証

令和 2 年 10 月に男女共同参画プラン策定のために取った意識調査の中で、性的マイノリティについて言葉も意味も「知っている」方の割合は、50%を下回っていた。

まずは、「知る」ことから理解を深めていくため、令和 7 年（令和 8 年のプラン見直し前の意識調査）に**「認知度 70%」を目標と**する。

効果検証として、毎年の無作為抽出意識調査は困難であるため、パネル展示・講演会等のイベント時やインターネットアンケートの手法を活用する。

パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について（指針）（案）

丹波篠山市では、平成24年12月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、「すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくる」ことを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしています。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者）について報道等で取り上げられていますが、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

過去、人権講演会や地区人権同和研究大会で幾度となくテーマにしましたが、令和2年に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が進んでいるとはいえません。

そうした中、全国的にパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年度からの導入をめざします。

この制度を導入することにより、結婚制度のような法的位置づけがないものの「自分たちの立場を公に認めてほしい」という性的マイノリティの方のお気持ちに寄り添うこと、また社会全体の理解が進むことが期待されます。

また、制度導入に合わせ、当事者への合理的配慮が可能な行政サービスやハード面の整備に向けた指針を定めます。

1. 市民への対応

(1)電話・窓口での対応

保険証、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が提示される際、書類上の性別記載と外見等が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞きなおしたり、大きな声で確認することは避けましょう。職員の思いこみから、例えば、パートナーは異性だと決めつけてしまい、パートナーが同性であることを言いづらくさせるといったことがないようにするなど、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応することが重要です。

子育て家庭の親が同性カップルの場合もあります。また、DVは同性間でも起こります。あらかじめ多様な性の方からの相談ケースへの対応を検討しておく必要があります。

以上のことは、市役所各課の会計年度任用職員、指定管理者、委託業者等、本市の行政サービスに関わる者に対しても、人権侵害となるような発言や行動をとらないよう、周知や指導を行うことが必要です。

※来客対応等における具体的な配慮の例

①書類確認

性別が周囲にわからないよう名前や性別を口にせず、例えば、書類を指差し、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいでしょうか」などと確認しましょう。

また、書類における本人確認は、性別による確認が必要な場合を除き、氏名、住所、生年月日等で行いましょう。

② 電話対応

「～をお聞きしてもよろしいですか」、「～との理解でよろしいですか」、「答えにくいことはおっしゃらなくても結構です」などの言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めましょう。また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

③ 窓口での呼び出し

例えば、番号等で対応する方法もあります。名前で呼ぶ場合でも、必要な場合を除き、フルネームではなく名字だけで呼ぶなど、周囲に性別がわからないよう配慮しましょう。

④ 来客対応の場所

当事者から希望があれば、可能な範囲で個室など、プライバシーが守られる場所で対応することを検討しましょう。

⑤家庭環境等の聴取

行政サービスの申請受付などにおいて、生活状況や家庭環境等について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないということを念頭に置いておきましょう。

⑥ 他部所への引継

LGBTQ 等の当事者情報については、本人の了承がなければ、他部所へ引き継いではいけません。他部所への引き継ぎが必要な場合は、その理由を説明し、本人の意向を確認した上で、必ず了承を得るようにしましょう。

(2) 公文書における性別表記欄の見直しについて（指針）

性的マイノリティの方々の中には、申請書等の公文書における性別記載欄が男女の 2 択であった場合、「心の性」と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど精神的苦痛を感じるといった例があります。

このような「性の多様性に配慮した人権尊重」について、今後さらにその取組を進めるため、「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」を策定しました。国や県の定めがあるもの等を除き、今一度性別記載欄の必要性について精査いただくとともに、次のとおり見直しに努めてください。

① 必ずしも性別記載欄が必要でないもの

削除する。

② 必ずしも性別記載欄は必要でないが、システム改修や要綱等の改正を要するもの

1) 性別記載欄の削除については、今後のシステム改修で実施するとともに、要綱等については速やかに改正すること。

2) それまでの間の性別記載欄の取扱いについては、「性別記載欄に斜線を引くなどにより項目を削除する。」、「記入することを求めない。」など、運用上の取扱いにより対応することに努めること。

③ 性別記載欄が必要なもの

国や県の定めがあるもの（例 定型様式、統計の報告義務など）、性別内訳数の統計分析結果を施策に反映していくなど事業実施に不可欠であるものについては、可能な限り「性別記載欄の見直しについて」のとおり対応すること。**調査目的と性別記載の必要性を説明すること**（性別記載の必要性について十分事前に検討すること）。

※ 国や県の定めがあるものについては、性別記載欄の必要性について精査し、必要がない又は改善が可能と思われるものについては国等へ要望することも検討すること。

「性別表記欄の見直しについて」

（記載例 1） ［設問］ あなたの性別は？

（注）調査の目的上、戸籍上の性別を記入してください。

男性 ・ 女性

（記載例 2） ［設問］ あなたの性別は？

（注）自身が思われる性別を記入してください。

例 A 男性 ・ 女性 ・ どちらともいえない

例 B 男性 ・ 女性 ・ 答える事ができない

例 C 男性 ・ 女性 ・ （ ）

例 D （ ）←選択肢を設けず本人の意思で記入

(3) パートナーシップの関係にある者の制度の適用について（方針）

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証（以下、「受領証」という。）の交付を行うものです。

この制度の導入に伴い、市営住宅等については、「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」という入居者資格の規定にパートナーシップの関係にある者を加えることとし、それを証明する書類として、受領証を使用できることとします。

ついては、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」などの規定がある、又は規定はないものの同様の運用をしている制度において、法令上の除外規定等がない場合には、制度の対象者等にパートナーシップの関係にある者を加えることとし、受領証の提示があった場合には、対象者等と同様の取扱いにしてください。（上級官庁の指導又は先例等により解釈を阻害する要因がある場合も除く。）

また、費用負担額等の決定に際し、所得の算定が世帯合算とされる場合についても同様の取扱いにしてください。

なお、パートナーシップ宣誓制度の申請者に対しては、受領証を交付する際、制度所管課である人権推進課から、パートナーシップの関係にある者が適用を受けることができる制度の申請や、費用負担額等の決定に際しパートナーシップの関係にある者も含めて所得の合算を行う場合には、必ず受領証を提示するよう周知する旨申し添えておきます。

対象として把握している制度等は下記のとおりですが、他に該当する制度等がある場合には人権推進課に連絡してください。

・市営住宅の入居要件、県営住宅の入居要件（制度導入自治体内の県営住宅のみ）、
・犯罪被害者支援見舞金等支援の遺族要件、

(4) 性自認に配慮した施設の利用

性的マイノリティに配慮した多目的トイレの整備について（方針）

トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なるアイデンティティを自認する人）の中には、外出時にトイレを利用する際、周囲の視線や注意、指摘などが気になり、どちらの性別のトイレを選ぶかについて、ストレスを感じる人もいることから、性別に関係なく安心して利用できるトイレの整備が求められています。

そのため、公共施設の多目的トイレについては、原則として下記のとおり取り扱うこととし、施設の改修等を行う場合は、可能な限り男女共用トイレの整備（表示）に努めてください。

① 多目的トイレを１つのみ設置する（している）場合

⇒ 男女共用とする。

② 多目的トイレを近接して２つ設置する（している）場合

1) 健常者用の男女別トイレが併設されているとき

⇒ ２つとも男女共用とする。（別紙の 1 を参照）

2) 健常者用の男女別トイレが併設されていないとき

⇒ 一方を女性専用、もう一方を男女共用とする。（別紙の２を参照）

※ 構造上の問題や特段の事情があり、上記の取扱いが難しい場合はこの限りでありません。
※ 外郭団体等についても、当通達の趣旨について周知に努めてください。
添付資料
●別紙 庁舎内の多目的トイレの表示の変更例

●参考 渋谷区トイレ環境整備基本方針より抜粋「見た目」とトイレ利用の困難

(5)災害時における対応

災害時、被災者の中に性的マイノリティの方がおられる事を念頭に対応にあたる事が大切です。

特に避難所では、当該者に配慮した対応が求められます。このため「丹波篠山市避難所運営マニュアル」への表記や避難所運営訓練などをとおして配慮すべき点の共通理解を図る必要があります。

避難所運営や復興支援に携わる職員・教職員は、性的マイノリティ当事者の困りごとや不安に思う気持ちを理解し、受け止める意識を持ってその対応にあたる。当該者が性的マイノリティであることを申し出た場合は、本人の意志を尊重して対応にあたってください。

別紙　　公共施設の多目的トイレの表示変更例

1　健常者用の男女別トイレの横に、多目的トイレが男女別に１つずつ並んで設置されている場合

⇒トランスジェンダーの方も使いやすいよう、2つとも男女共用に表示を変更

2　健常者用の男女別トイレが無く、多目的トイレのみが男女別に１つずつ並んで設置されている場合　（健常者利用にも配慮し、男性用多目的トイレには小便器も設置されている。）

⇒女性専用トイレも確保しつつ、トランスジェンターの方にも配慮し、小便器が設置されている多目的トイレを男女共用、もう１つを女性専用とする。

※尼崎市「性の多様性への理解を深めるサポートブック（職員用）令和３年３月」の「庁舎内の多目的トイレの表示の変更例」から転載

丹波篠山市職員・学校教職員用の
性的マイノリティへの理解促進ハンドブック

レズビアン
（女性同性愛者）

ゲイ
（男性同性愛者）

バイセクシュアル
（両性愛者）

トランスジェンダー
（出生時の性別と異なる性別で生きたい、または生きている方）

クエスチョニング
（性的指向や性自認が定まっていない方）

世界には性的マイノリティの方がたくさんいます

丹波篠山市　丹波篠山市教育委員会

◆ もくじ ◆

はじめに

Ⅰ、 性の多様性に関する基礎知識

1、性を構成する要素
2、LGBT と SOGI（ソギまたはソジ）
3、性の多様性と人権課題
4、性的マイノリティは身近にいる

Ⅱ、職員・教職員として理解・配慮すべきこと

1、市民への対応
2、公文書等における性別記載欄の取り扱いについて
3、環境整備（トイレ、更衣室等）
4、災害時における対応

≪ 学校において理解・配慮すべきこと≫

1、性的マイノリティに係る取組みの経緯
2、教職員に求められる基本的な姿勢
3、学校における支援について
4、具体的な配慮と各場面においての支援について
5、医療機関との連携について

Ⅲ、性に関する用語解説

Ⅳ、相談窓口

は じ め に

丹波篠山市では、「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標としています。

近年、LGBT など性的マイノリティ（性的少数者）について報道等で取り上げられていますが、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

丹波篠山市でも、人権講演会や地区人権同和研修会で何度かテーマとして取り上げていますが、令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48％であり、理解が進んでいるとはいえません。

そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体がふえはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年度からの導入をめざしています。

この制度を導入することにより、結婚制度のような法的位置付けがないものの「自分たちの立場を公に認めてほしい」という性的マイノリティの方の気持ちに寄り添うこと、また、社会全体の理解が進むことが期待されます。

性の多様性に配慮した取組を進めるためには、市職員や教職員一人ひとりが性の多様性について理解を進める必要があります。このハンドブックを活用してさらに人権意識を高めましょう。

Ⅰ．性の多様性に関する基礎知識

1.　性を構成する4つの要素

一般的に、性は「男性」「女性」に分けて考えられますが、性のあり方には「4つの要素」があります。

①　身体の性

「体の性」生まれ持った生物学的な体のつくりで判断される性。

外性器で判断される場合が多い。

※染色体の組み合わせなどで両方の生殖器官を持って生まれる場合もあるが、その優位性によりどちらかに分別される。

②　性の自認（性認識）

「心」の性。

自分の性をどのように認識しているか。自分が思う自分の性。

※身体の性と一致せず、自分自身の身体に違和感を持っている人や男性でも女性でもないと感じている人もいる。

③　性的指向

「好き」の性。

恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性に向かっているかを示す。

※男性だから女性が好き・女性だから男性が好きとは限らない。性別に関係なく両方に恋愛感情を抱く人、性別に関係なくまったく恋愛感情を抱かないかない人もいる。

④　性別表現

「らしさ」の性。

服装や言葉遣い、振る舞いをどのように表現するか。

※性の自認と一致しない場合もある

2.　LGBT と SOGI（ソギ・ソジ）

★LGBT とはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉です。性的マイノリティの総称の一つです。

	Lesbian レズビアン	Gay ゲイ	Bisexual バイセクシュアル		Transgender トランスジェンダー
	性自認が女性の同性愛者	性自認が男性の同性愛者	両性愛者		心の性と身体の性が一致しない
性自認	女性	男性	女性	男性	
性的指向	女性	男性	女性	男性	

★SOGI(ソジあるいはソギ)とは「性的指向」と「性自認」の頭文字をとった総称です。

「LGBT」の概念だけでは、トランスジェンダーが性自認についてのマイノリティであるということが伝わりにくいため、「性的指向と性自認」という概念を表す言葉として「SOGI」という言い方が生み出されました。2006 年のジャカルタ宣言以降、国連など関係機関で広く用いられるようになっています。この概念はすべての人に関わる性の概念です。

S O
性的指向 (Sexual Orientation)
異性愛・同性愛・両性愛・無性愛

G I
性自認(Gender Identity)
女性・男性・Xジェンダー ※Xジェンダー とは男、女の2択にとらわれない性別のあり方

「トランスジェンダー」と「性同一性障害」は同じ意味ですか？

性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で身体的治療であるホルモン治療や性別適合手術などを開始するための診断名であり医学用語です。トランスジェンダーだからといって性同一性障害の診断を受けているわけではありません。またその対応のための医療行為を受けたり、希望しているわけでもありません。

世界保健機構(WHO)では性同一性障害を精神疾患と切り離し、新たに性別不合として位置づける動きもあります。

3. 性の多様性と人権課題　～日常の生活での困難事例～

★ LGBT 等性的マイノリティの人々が直面する困難

性的マイノリティの人々は、日々の生活において、社会的な抑圧や周囲の無理解の中で様々な困り事に直面したり、悩みを抱いたりすることがあります。

・「ホモ」「おかま」「男らしくない」「女らしくない」とからかわれる。

・性的指向や性自認に関していじめやハラスメントの被害にあう。

・性自認の性別が異なりトイレや更衣室の使用に戸惑うことがある。

・性自認と異なる制服の着用がつらい。

・性別と外見が異なることによって、就職活動で差別的な扱いをされないか不安である。

・公的書類の性別と外見が異なることによって行政窓口で手続きが大変だった。

・相談できる機関がわからない。

※ 当事者それぞれに抱える問題や考え方に個人差があり、固定的なイメージでとらえないことも重要である。

★ こんな言動は NG　　～当事者が不快に思う言動～

・「ホモ」「レズ」「オカマ」「オネエ」など性的指向や性自認を揶揄する発言。

・「あの人どこかおかしいのでは？」「あの人気持ちわるいね」などとうわさ話をする。

・「彼氏（彼女）いるの？」（異性愛を前提としている言動。）

・「結婚はしないの？」「子どもは？」（男女の結婚を前提としている言動。）

※ 偏見や固定概念にとらわれた言動は、性的マイノリティに対する差別的言動であることを認識しましょう。

★ アウティング（暴露）は絶対にしない！　　～プライバシーの保護～

本人の了解を得ずに、本人が公にしていない性的指向や性自認を他の人に伝え、広めてしまうことを「アウティング」といいます。アウティングは重大な人権侵害です。絶対にしてはなりません。

※ 本人が自ら表明することを「カミングアウト」と言います。この場合は周りの理解やサポートが重要となります。

4. LGBT 等性的マイノリティは身近にいます。気づいてないだけです。

日本におけるLGBT等性的マイノリティの割合は全人口の約5％～8％といると推定されています。私たちの身近な存在であり「気づいていない」のです。

私たち一人ひとりがLGBT等性的マイノリティをはじめ性的指向、性自認など性の多様性についての正しい知識を身に付け、理解を深めましょう。

※ イラストを入れる予定

Ⅱ. 職員・教職員として理解・配慮すべきこと

1. 市民への対応

(1)電話・窓口での対応

保険証、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が提示される際、書類上の性別記載と外見等が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞きなおしたり、大きな声で確認することは避けましょう。職員の思いこみから、例えば、パートナーは異性だと決めつけてしまい、パートナーが同性であることを言いづらくさせるといったことがないようにするなど、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応することが重要です。

子育て家庭の親が同性カップルの場合もあります。また、DVは同性間でも起こります。あらかじめ多様な性の方からの相談ケースへの対応を検討しておく必要があります。

以上のことは、市役所各課の会計年度任用職員、指定管理者、委託業者等、本市の行政サービスに関わる者に対しても、人権侵害となるような発言や行動をとらないよう、周知や指導を行うことが必要です。

※来客対応等における具体的な配慮の例

①書類確認

性別が周囲にわからないよう名前や性別を口にせず、例えば、書類を指差し、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいでしょうか」などと確認しましょう。また、書類における本人確認は、性別による確認が必要な場合を除き、氏名、住所、生年月日等で行いましょう。

② 電話対応

「～をお聞きしてもよろしいですか」、「～との理解でよろしいですか」、「答えにくいことはおっしゃらなくても結構です」などの言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めましょう。また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

③ 窓口での呼び出し

例えば、番号等で対応する方法もあります。名前で呼ぶ場合でも、必要な場合を除き、フルネームではなく名字だけで呼ぶなど、周囲に性別がわからないよう配慮しましょう。

④ 来客対応の場所

当事者から希望があれば、可能な範囲で個室など、プライバシーが守られる場所で対応することを検討しましょう。

⑤家庭環境等の聴取

行政サービスの申請受付などにおいて、生活状況や家庭環境等について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないということを念頭に置いておきましょう。

⑥ 他部所への引継

LGBTQ等の当事者情報については、本人の了承がなければ、他部所へ引き継いではいけません。他部所への引き継ぎが必要な場合は、その理由を説明し、本人の意向を確認した上で、必ず了承を得るようにしましょう。

2. 性別表記について

丹波篠山市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針

丹波篠山市では性的マイノリティの人権擁護の観点から、各種申請書等の公文書の性別記載のあり方について検討をしてきました。性的マイノリティの人たちの中には、性別記載欄が男・女の2択しかないことで抵抗感を感じる人がいます。また、戸籍上の性と見かけの性が異なることで、手続きの際に精神的苦痛を受ける人もいます。

こうしたことを受けて「公文書における性別記載欄の見直し指針」を定め、今後は性別記載欄のある公文書は次の基準に沿って作成することとします。

（1） 基　準

必ずしも性別記載欄が必要でないものは、原則削除する（申請書、市民等に交付する証明書等）。

※【 例　外 】

①法令及び兵庫県の条例等（要綱等を含む）で定めているもの

②国、県等で様式が定められているもの（例：定型様式、統計の報告義務など）

③資格判断として必要とするもの

④アンケート（意識調査）等で統計の分析結果を施策に反映することなど事業実施に不可欠であるもの

（2） アンケート（意識調査）等で性別記載欄を設ける場合の基準

※ 調査目的と性別記載の必要性を説明する。（性別記載欄の必要性について十分事前に検討する）

（記載例1）

［設　問］　あなたの性別は？

（注）　調査の目的上、戸籍上の性別を記入してください。

男性　　女性

（記載例2）

［設　問］　あなたの性別は？

（注）　自身が思われる性別を記入してください。

例 A　男性　・　女性　・　どちらともいえない

例 B　男性　・　女性　・　答える事ができない

例 C　男性　・　女性　・　（　　）

例 D　（　　）← 選択肢を設けずに本人の意志で記入

※ 上記の件に関する実施は、システム改修が必要であり要項を策定のうえシステム改修終了後に実施する。

3.　環境整備

市では、市庁舎をはじめ公共施設では「男女共用多機能トイレ」が設置・整備されて、障害者や小さな子どもを連れた市民に配慮したトイレとなっている。こうしたトイレを性的マイノリティの方がより使いやすいようにしていく必要がある。

（例）　「どなたでもご利用ください」と表示するなど

トイレだけでなく、更衣室等の性別を区別した場所のある施設では、その使用にあたっては、なるべく本人の意志を尊重しつつ他の利用者との調整を行う必要がある。

4.　災害時の対応

災害時、被災者の中に性的マイノリティの方がおられる事を念頭に対応にあたる事が大切である。特に避難所では、当該者に配慮した対応が求められる。このため「丹波篠山市避難所運営マニュアル」への表記や避難所運営訓練などをとおして配慮すべき点の共通理解を図る必要がある。

避難所運営や復興支援に携わる職員・教職員は、性的マイノリティ当事者の困りごとや不安に思う気持ちを理解し、受け止める意識を持ってその対応にあたる。当事者が性的マイノリティであることを申し出た場合は、本人の意志を尊重して対応にあたる。

【災害時に想定される困りごとの例】

- 避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であるため利用しにくかった。
- 避難所に届いた支援物資が登録されている性別ごとで配布されたため性自認に基づく肌着や衣服などを入手することができなかった。
- 避難所を管理する市職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ「この大変な時にわがままを言わないで欲しい」とたしなめられた。
- 復興支援住宅に同性パートナーと入居を希望したが、申し込みがカミングアウトにつながることを恐怖に感じ申し込みを断念した。

※「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難リスト」
（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための全国連合会）より抜粋

【性的マイノリティーに配慮した避難所運営のポイント】

- 避難所運営スタッフの役員や班長は性別が偏らないように配置する。
- トイレや更衣室は性別ごとに設けるほか、可能な限り性別を問わず誰もが利用できる多目的・多機能トイレを設置する。また、個別利用できる更衣室を設置する。
- プライバシー確保のため最大限の対策を講じる。（パーテーションの設置等）
- 女性や性的マイノリティに関する困りごとや問題の相談窓口を設置し掲示板等で周知をはかる。

※丹波篠山市避難所マニュアル・学校避難所マニュアルにも明記する。

≪学校において理解・配慮すべきこと≫

1　性的マイノリティに係る取組の経緯

「人権の擁護（平成31年度版）」（法務省人権擁護局発行）では、取組が求められている主な人権課題が17項目取り上げられており、その中に「性的指向」「性自認」の項目が入っています。

性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのためには、まずは教職員が、誤った認識や偏見等をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

性的マイノリティに関する法律や文部科学省通知など、性的マイノリティに係る取組の経緯は以下のとおりです。

【文部科学省の指針】

平成15年 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立（平成16年7月施行）

※定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

〇以下のすべての要件のもと、性別の取扱いの変更の審判を行えること

一．二十歳以上であること。

二．現に婚姻をしていないこと。

三．現に未成年の子がいないこと。（※平成20年に「現に子がいないこと」から改正）

四．生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五．その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

〇性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年 事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出

平成26年 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答

平成27年 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」発出

※性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめ

2　教職員に求められる基本的な姿勢

（1）平成 27 年に株式会社電通が実施した調査では、LGBT は 7.6%いると報告されています。これは、文部科学省が調査した発達障害を疑われる児童生徒の 6.5%を上回る値です。それほど性的マイノリティの児童生徒は身近にいることが推察されます。性的マイノリティの児童生徒への対

応においては基本的な姿勢を理解し適切な配慮・支援を提供できるようにしていくことが求められます。

（2）悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めること

教職員が当事者である児童生徒から性的マイノリティに係る相談を受けた際は、教職員を信頼しているからこそ相談していることを踏まえつつ、助言をするのではなく、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。また、当事者でない児童生徒からの相談を受ける場合についても同様です。

特に、性的マイノリティに関する悩みは誰にも相談できずに、戸惑いや不安を抱えていることがあります。当事者である児童生徒が自身のそうした状態を秘匿せざるをえない場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より相談しやすい環境を整えておくことが必要です。このため、まず教職員自身が性的マイノリティの人たちへの心ない言動を慎むことはもちろん、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合、性別不合（出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しない）を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が必要です。教職員の日頃の言動が児童生徒との信頼関係を築きます。悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となれるよう、教職員としての責務を意識することが大切です。

（3）性の多様性について正しく理解し、適切に対応、支援ができるように努めること

性のあり方が周囲と異なることが、差別やいじめの原因になることがあります。適切な対応をするために校内研修等により、見識を高めることが大切です。

（4）全ての児童生徒に対して互いの個性を認め合い、命や人権を尊重する態度を養うこと

集団の中での人間関係の形成を通して、全ての児童生徒に他者を価値のある存在として尊重し、命や人権、多様な生き方を尊重しようとする態度を養います。人権教育や特別の教科道徳などを通して、命の大切さや性の多様性に関して正しく理解する機会を設定することが大切です。

3　学校における支援について

（1）組織的な対応と支援体制づくりについて

当事者である児童生徒への支援においては、他の学校における課題への対応と同様、組織的な対応が求められます。校内での支援委員会やケース会議等を適時開催しながら対応を検討することが必要です。（既存の生徒指導委員会や教育支援委員会を活用することも考えられます。）また、必要に応じて関係機関と連携し対応を検討することも重要となります。

※関係機関としては、教育委員会・医療機関の担当者・進学先の学校の教職員・人権推進課等が考えられます。

(2)当事者である児童生徒やその保護者との関係について

当事者である児童生徒が自身の性のあり方に関することを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ対応を進めることが大切です。

保護者が当事者の性のあり方に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが大切です。保護者が受容していない場合は、児童生徒の悩みや不安を軽減すること等を目的として、保護者と十分に話し合い可能な支援を行うことが考えられます。

(3)当事者である児童生徒や保護者が悩みや心配を相談しやすい環境整備について

学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが大切であることはこれまでに述べたとおりです。学校は相談に応じる窓口を設置し、全ての児童生徒や保護者に周知することが求められます。学校は、性的マイノリティに対して理解があり聴く準備があることを児童生徒に対して示すことが極めて重要です。

4 具体的な配慮と各場面においての支援について

性のあり方には個人差があるため、希望する対応も様々になると考えられますが、求められたことはひとつの類型として、今後の設備利用や制度を見直す際の視点として捉えることが望まれます。

性のあり方は、成長に伴い、周囲との兼ね合いやプライバシーに関わる希望も変化していくことが予想されるため、施設の利用については当事者である児童生徒の希望を尊重しながら対応を検討します。

当事者である児童生徒への対応は大切ですが、同時に、他の児童生徒への配慮も必要です。双方への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

平成 27 年 4 月に文部科学省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」では、以下のような具体的事項がまとめられています。

項 目	学校における支援の事例
服 装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
授 業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補習として別日に実施、

	又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

5　医療機関との連携について

医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされていない場合であっても、当事者である児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能です。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、当事者である児童生徒やその保護者が判断することです。

このため、当事者である児童生徒やその保護者が受診をしない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言等を専門の医療機関に求めることが考えられます。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID 学会（Japanese Society of Gender Identity Disorder 性同一性障害学会　事務局：岡山市北区鹿田町 2－5－1 岡山大学大学院保健学研究科　事務局長：岡山大学病院精神神経科　松本洋輔）のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（令和4年4月1日付）が公開されています。

（参考 URL）GID 学会のホームページ

http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/

【参考資料】

・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」文部科学省　平成27年4月

・「山形市・学校教職員のための LGBT 対応サポートハンドブック」山形市　平成31年3月

・「三田市職員・学校教職員のための性の多様性への理解促進に向けたハンドブック」　三田市　令和2年4月

Ⅳ　性に関する用語

性的指向	性の要素の一つで、恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性に向かっているのかを示すもの
性自認	性の要素の一つで、「男性」「女性」「男性と女性のどちらでもある」「男性と女性のどちらでもない」など、自分自身がどの性別であるかの認識のこと
性別表現	性の要素の一つで、服装や言葉遣い、振る舞いを自分自身がどのように表現したいかということ
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとったもの。性的マイノリティの総称として使われることが多い。
SOGI	性的指向(Sexual orientation)と性自認(Gender identity)という概念を表す言葉の頭文字をとったもの。
レズビアン	性自認が女性で、性的指向が女性に向く人
ゲイ	性自認が男性で性的指向が男性に向く人
バイセクシュアル	性的指向が男性にも女性にも向く人
アセクシャル	同性も異性も好きにならない人
パンセクシュアル	人を好きになるときに相手の性別が条件にならない人
ヘテロセクシュアル	その人の性自認を基準として、性的指向が異性に向く人
トランスジェンダー	「身体の性」と「性自認」に違和感がある人、「身体の性」と異なる性で生きる(生きたい)人
F to M	身体の性は女性だが、男性として生きる(生きたい)人
M to F	身体の性は男性だが、女性として行きる(生きたい)人
X ジェンダー	身体の性に関わらず、性自認が女性、男性に二分できないトランスジェンダー
クエスチョニング	性自認や性的指向が明確でない(明確にしないことを望む)人
性分化疾患	染色体・性腺・内性器・外性器の発達や機能が多くの人とは異なる疾患の総称(インターセックス)
性別不合	出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しないこと
カミングアウト	公表していなかった自分の性的指向や性自認について本人の意志で表明すること
アウトィング	公表していなかった自分の性的指向や性自認について本人の了解をえず他人が暴露すること
性同一性障害	トランスジェンダーの中で、身体的治療を開始するための診断名
ALLY　アライ	多様な性自認・性的指向に理解のある支援者

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱　（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。）である２人の者の関係をいう。

ア　互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、互いの協力により維持される関係であること。

イ　互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。

(2)　宣誓　パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

（宣誓の対象者の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　成人であること。

(2)　一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。

(3)　配偶者がいない、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。

(4)　宣誓をしようとする者同士が民法（明治２９年法律第８９号）第７３４条及び第７３５条の規定により婚姻することができないとされている者（以下、「近親者」

という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　住民票の写し（宣誓日前３月以内に発行されたものに限る。本市域内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2)　全部事項証明書（宣誓日前３月以内に発行されたものに限る。）

(3)　宣誓をしようとする者の本人確認資料の写し

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（通称名の使用）

第５条　宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

（パートナーシップの宣誓の証明）

第６条　市長は、宣誓書を提出した者が第３条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証カード」という。）を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

２　前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第７条　受領証及び受領証カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領証カードを紛失、き損、又は汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

２　市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

（パートナーシップの宣誓内容の変更）

第８条　宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届（以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証又は受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証又は受領証カードは、回収するものとする。

（受領証等の返還）

第９条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(1)　宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2)　宣誓者双方が本市域外に転出した場合（協定自治体に転出した場合を除く。）

（個人情報の取扱い）

第１０条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報については、丹波篠山市個人情報保護条例（平成１３年篠山市条例第３６号）に基づき、適正に管理するものとする。

２ 市長は、あらかじめ宣誓者の同意を得たときは、宣誓者に係る個人情報をパートナーシップ に係る他の事業に利用することができる。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。